# 名古屋港管理組合公報

平成27年4月1日

(水曜日)

第 555 号

<u>.</u>	ロ 条	X	
○職員の配偶者同行休業に関する条例			 1
l ,	規		
○名古屋港管理組合事務部局組織規則の一 ○職員の配偶者同行休業に関する条例施行	部を改正する規則		 3
○職員の配偶者同行休業に関する条例施行	規則		 3
┃○名古屋港管理組合財務規則の一部を改正、	する規則		 4
○名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に	関する特例を定める規則	・部を改正する規則	 12
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	告		
○平成25年度名古屋港管理組合一般会計歳	入歳出決算の要領	•••••	 14
○平成25年度名古屋港管理組合基金特別会	計歳入歳出決算の要領・	•••••	 14
○平成27年度名古屋港管理組合暫定予算の	要領	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 15
○平成26年度名古屋港管理組合補正予算の ○利用料金等の承認 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	要領		 20
			 22
	<b>i</b> l		00
○課の組織の分掌事務規程の一部改正 ○事務所規程の一部改正			 23
○事務所の組織の分掌事務規程の一部改正			
○名古屋港管理組合行政文書管理規程の一	部以止		23
○名古屋港管理組合事務決裁規程の一部改	正		24
○名古屋港管理組合公印取扱規程の一部改 ○名古屋港管理組合職員服務基本規程の一	此. ····································		24 25
<ul><li>○石口屋で管理組合 呱負 服 物差</li></ul>	即戊朮		
○石口座代目生租口監宗院性() - 即以正 **   ○夕土层洪等理如△隣目海上等理却程の□:	郊沙工		20
○名古屋港管理組合職員衛生管理規程の一 ○名古屋港管理組合安全管理規程の一部改	正		20
○石口座位自座組口女主旨程规程V/ 即文。	II. ∕>		20
   ○電子印影の使田について	A 		 20
○電子印影の使用について ····································	果		 29
	辞		23
○石原君雄			 29
	条	例	

平成二十七年四月一日職員の配偶者同行休業に関する条例を公布する。

名古屋市長 河村 たかし名古屋港管理組合管理者

#### 名古屋港管理組合条例第三号

 $\bigcirc$ 

(趣旨) 職員の配偶者同行休業に関する条例

下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。十六条の五第六項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業(法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以第四項において準用する場合を含む。)から第三項まで及び第六項から第八項まで並びに第十一項において準用する法第二第二条、この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十六条の六第一項(同条

(配偶者同行休業の承認)

- ることを承認することができる。 がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をす第二条 任命権者は、職員(法第二十六条の五第一項に規定する職員をいう。)が申請した場合において、公務の運営に支障
- ならない。 に規定する配偶者をいう。以下同じ。)が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければる 前項の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者(法第二十六条の六第一項

(配偶者同行休業の期間)

- (配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)第三条 法第二十六条の六第一項に規定する条例で定める期間は、三年を超えない範囲内の期間とする。
- まれるものに限る。第六条第一号において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。第四条 法第二十六条の六第一項に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由(六月以上にわたり継続することが見込
  - 一外国での勤務

- 二 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- あって外国に所在するものにおける修学(前二号に掲げるものに該当するものを除く。)三、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)で
- 四 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として管理者が定めるもの

(配偶者同行休業の期間の延長)

- し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。 期間が第三条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対**第五条** 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする
- 五年法律第七十八号)第四条第二項の規定により人事院規則で定める特別の事情を基準として管理者が定める。 3 法第二十六条の六第三項に規定する条例で定める特別の事情は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十
- so 第二条第一項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

- 第六条 法第二十六条の六第六項に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。
  - なったこと。 一配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないことと
  - 十四条第二号の規定により特別休暇を受けることとなったこと。 | 1| 配偶者同行休業をしている職員が、勤務時間及び休暇に関する条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第七号)第
  - より育児休業を取得することとなったこと。 三 配偶者同行休業をしている職員が、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定に
  - 四 前三号に掲げるもののほか、管理者が定める事由に該当すること。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

- 第二号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。と認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、請期間」という。) について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難である第七条 任命権者は、第二条第一項又は第五条第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間(以下「申
  - **| 申請期間を任用の期間(以下「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用**
  - 1 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用
- 2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。
- 満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付採用職員」という。)の任期が申請期間に
- あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。4 任命権者は、前項の規定により任期付採用職員の任期を更新する場合には、当該職員にその任期を明示するとともに、

(寮任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

#### と 別

(桶行期日)

ここの条例は、公布の日から施行する。

(職員定数条例の一部改正)

2 職員定数条例(昭和二十六年名古屋港管理組合条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

者同行体業をしている者五 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十七年名古屋港管理組合条例第三号)第二条第一項の規定により配偶

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

3 職員の退職手当に関する条例(昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「停職」の下に「、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十七年名古屋港管理組合条例第三号)

の規定による配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)」を加える。

第七条第四項第二号中「専従休職」の下に「又は配偶者同行休業」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 職員の育児休業等に関する条例(平成四年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に炊の一号を加える。

り任明を定めて採用された職員一、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十七年名古屋港管理組合条例第三号)第七条第一項第一号の規定によ

(名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

のように攻正する。5 名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次5

第三条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の休業に関する状況

# 規則

平成二十七年四月一日名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

#### 名古屋港管理組合規則第一号

名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則

を加える。 第八条中第二十七号を第二十八号とし、第二十四号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号名古屋港管理組合事務部局組織規則(平成八年名古屋港管理組合規則第十一号)の一部を次のように改正する。

ることを徐く?)。二十四(名古屋港管理組合本庁舎等整備事業の連絡調整に関すること(港営部港営課及び建設部総合開発室の主管に属す

第二十一条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

- 二 中川運河再生計画に関すること(他部及び室並びに部内他課の主管に属することを除く。)。
- 総務課の主管に属することを除く。)。三、名古屋港管理組合本庁舎孳整備事業に係る旧本庁舎敷地活用事業及び旧港湾会館敷地活用事業に関すること(総務部

第二十七条中「第二十六中」を「第二十七中」に改める。

#### 密 副

この規則は、公布の日から施行する。

職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則を公布する。

平成二十七年四月一日

名古屋市長 河村 たかし名古屋港管理組合管理者

#### 名古屋港管理組合規則第二号

職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則

(要加)

う。) の施行に関して必要な事項を定めるものとする。 第一条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十七年名古屋港管理組合条例第三号。以下「条例」とい

(配開者可行休業の承認の取消事由)

することとなったときとする。 を開始する日の前日までに、条例第二条第一項に規定する勤務成績その他の事情を考慮して総務部長が定める事由に該当第二条 条例第六条第四号に規定する管理者が定める事由は、配偶者同行休業の承認を受けた職員が、当該配偶者同行休業

(田田)

- 第三条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。
  - 一 配偶者が死亡した場合
  - 二 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
  - 三 配偶者と生活を共にしなくなった場合
  - 四 条例第六条第一号に掲げる事由に該当することとなった場合

#### 强 忌

(搖行財日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第二条の四第二号中「限る。)」の下に「又は配偶者同行休業」を加える。2、職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十一年名古屋港管理組合規則第四号)の一部を次のように改正する。

(勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部改正)

- 第四条の二中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。3 勤務時間及び休暇に関する条例施行規則(昭和三十二年名古屋港管理組合規則第六号)の一部を次のように改正する。
  - 三項において準用する場合を含む。)の規定による配偶者同行休業一、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十七年名古屋港管理組合条例第三号)第二条第一項(同条例第五条第

(職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)

第二条及び第三条を次のように改める。4、職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成四年名古屋港管理組合規則第一号)の一部を次のように改正する。

(田田)

- 第二条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。
  - 一 育児休業に係る子が死亡した場合
  - 二 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
  - 三 育児休業に係る子を養育しなくなった場合
- 2 前項の規定は、部分休業について準用する。

#### 第三条 削除

第三条の二第一項第二号に次のように加える。

は、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十七年名古屋港管理組合条例第三号)第二条第一項(同条例第五条第

三項において準用する場合を含む。)の規定により配偶者同行休業をしていた期間

平成二十七年四月一日名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則を公布する。

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

#### 名古屋港管理組合規則第三号

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合財務規則(昭和三十九年名古屋港管理組合規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「予算配当通知書」を「予算配当の通知」に改める。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(事後調定)

やかに前条の規定に準じて調定するものとする。第二十九条の二 性質上納付前に調定できない歳入については、収入命令者は、会計管理者から収納の通知を受けた後、速

第三十条を次のように改める。

(調定の変更又は取消し)

しなければならない。 第三十条 過誤その他の理由により調定を変更し又は取り消すときは、直ちにその増加し又は減少する金額について調定を

第六十六条に次の一号を加える。

三 手数料(前金をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすようなものに限る。)

第百六十九条第二項中「通知書が到達したとき」を「通知の日」に改める。

様式第九号及び様式第十号を次のように改める。

#### 様式第9号(第21条関係)

## 予算配当書

年 月 日

様

総務部長

会計

(単位:円)

科目コード						到 口 夕	△ 455		
款	項	目	事業	節	細節	科 目 名	金額		
		; <del>}</del>	 						
		! 	! !						
		; <del> </del> 	; <del> </del>						
		   !	 						
		; 	; 						
		<del></del>	<del></del>						
		<del></del>	<del> </del>						
		†	T						
		; ; <del>;</del> <del>;</del>	 						
		! ! ! !	! ! ! !						
		! ! !	! ! !						
		i   	i   						
		<u> </u>							
		¦ <del> </del> 	 						
		i ! !	i 						
		! !	 						
		¦  !	¦  !						
		i     	i 						
		<del>;</del>	<del>;</del>						
		†	†						
		! !	! !						
		i   	i   						
		! ! !	! !						
		: ! ! !	: ! !						
		 	<u> </u> 						
		! !	!						
		! !	! !						
		<del> </del>	<del> </del>						

#### **様式第10号**(第21条関係)

## 予算配当の通知

年 月 日

会計管理者 様

総務部長

会計 (単位:円)

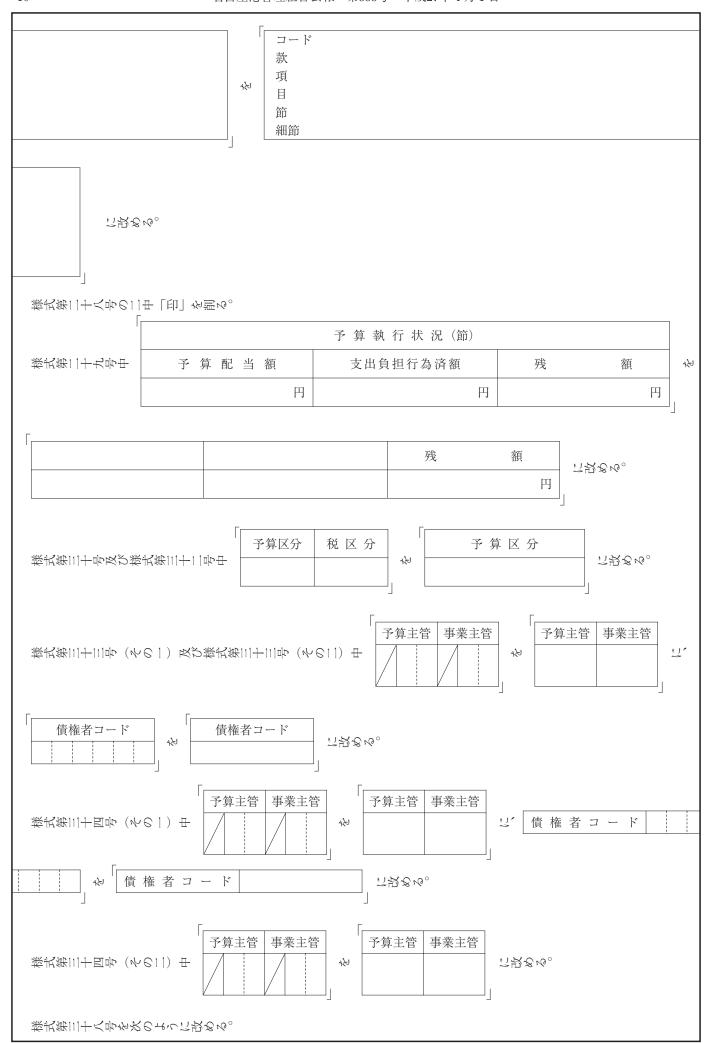
科目コード						A	A store		
款	項	目	事業	節	細節	科 目 名	金額		
					T				
					<del></del>				
<del>-</del>									
					T				
					<del></del>				
<u>-</u>					 !				
<del>-</del>					 				
<del>-</del>									
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					 				
İ									
<del>†</del>									
<del>-</del>									
<del>-</del>					<del></del>				
					<del></del>				
					<del></del>				
<del> </del>					÷				
†						<u> </u>			

※式無十一中中「流用区分」や「使用区分」ごがある。	
※   では、	以める。
様式第十三号の二を様式第十三号の二(その一)とし、同様式の次に次の一様式を加える。 「	

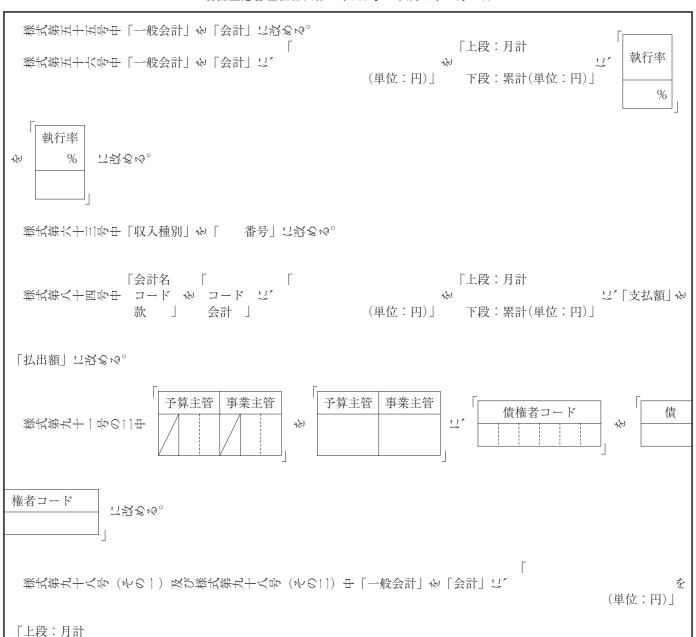
#### **様式第13号の2** (その2) (第29条関係)

		内訳書
年度	調定番号	
11/2	調定番号	調定額
相手方番号 郵便番号 住所 名称 摘要	納入義務者	
	調定番号	調定額
相手方番号 郵便番号 住所 名称 摘要	納入義務者	
	調定番号	調定額
相手方番号 郵便番号 住所 名称 摘要	納入義務者	
	調定番号	調定額
相手方番号 郵便番号 住所 名称 摘要	納入義務者	
	調定番号	
相手方番号 郵便番号 住所 名称 摘要	納入義務者	
	調定番号	調定額
相手方番号 郵便番号 住所 名称 摘要	納入義務者	
	調定番号	調定額
相手方番号 郵便番号 住所 名称 摘要	納入義務者	

	o
様式第二十五号中「一旁外型」を「外型」に改める。 様式第十四号(その二)中「巴」を削る。 	
「上段:月計   「上段:月)」   「上段:月計   「上程:日本   「上述:日本   「上述:日本	9°
	コ収款項目節細ー入
ド 種別 類 項 目 節 細節	
「	
プード 収入種別 款 奨化級ロナン中央「税区分」や「予算区分」以′ 項 目 節 細節	
マード 款 項 目 節 細節	に改
$\mathscr{L}_{\mathcal{N}^{\circ}}$	
「コード 収入種別 款 奨化紙I)十十中の11日「印」や売ら、「税区分」や「予算区分」以、 項 目 節 細節	



	加 相		算		情算書			
(		)伝票番号				-l- )!!. \		
承認(命令)者	予算主	: 管 ————————————————————————————————————				事 業 主		
会計管理者	出納	室						
発 議	決 議							
年 月 日	年 月 日							
原支払	支払日	年 月	日		<b>伝票番号</b>			号
繰 越 額	今回受領額	m	計	Ш	精算		差引残額	円
	円	円		円		円		円
年 度	会 計	予	算主管		事業	主管	予算区分	
予コード								
款 算 項								
科 事業								
節 目 細節								
金額			円					
- Justin								
算								
人 人								
摘要								
	上記のとおり		しま	きす。	年 月	日		
	名古层流	<sup>き</sup> 管理組合管	理者 様	É				
	111年代	シ 日 全土/111 日 日	*土田 個					



( 施行期日 ) 附 別

下段:累計(単位:円)」

ここの規則は、公布の日から施行する。

に改める。

(雑過描置)

- 27 この規則による改正後の名古屋港管理組合財務規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成二十七年度に係る
- 正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、改正後の規則の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することがで(その二)、様式第三十三号(その一)から様式第三十四号(その二)まで及び様式第九十一号の二の用紙については、改3 この規則施行の際この規則による改正前の名古屋港管理組合財務規則の規定に基づいて作成されている様式第十四号会計手続から適用し、平成二十六年度に係る会計手続については、なお従前の例による。

せんる。

平成二十七年四月一日名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

#### 名古屋港管理組合規則第四号

を次のように改正する。名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則(昭和三十九年名古屋港管理組合規則第十三号)の一部名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

様式第二号(その二)、様式第二十号(その一)及び様式第二十号(その二)中「岊」を削る。

		名古屋港管理組合公	公報 第555号	平成27年4月1日			1
Γ				 行			]
様式第二十三十	 予算	執行計画額		担行為済額	残		12
-		円		円		円	
L							,]
				残	高 .	15/0 00	
					円	に収める。	
事業年度から適用し、この規則による改了						は、予成二十七年	度

# 告示

#### 名古屋港管理組合告示第11号

平成27年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成25年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成27年4月1日

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

#### 平成25年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

歳	
第1款 分担金及び負担金	10,746,162,083円
第1項 負担金	10,746,162,083円
第2款 使用料及び手数料	6, 525, 124, 853円
第1項 使用料	6, 525, 092, 453円
第2項 手数料	32, 400円
第3款 国庫支出金	1,807,389,853円
第1項 国庫負担金	1,807,389,853円
第4款 財産収入	6, 056, 535, 331円
第1項 財産運用収入	6, 017, 872, 294円
第2項 財産売払収入	38, 663, 037円
第5款 寄附金	0円
第1項 寄附金	0円
第6款 繰入金	669, 047, 930円
第1項 他会計繰入金	669, 047, 930円
第7款 繰越金	1, 490, 464, 947円
第1項 繰越金	1, 490, 464, 947円
第8款 諸収入	3, 571, 352, 363円
第1項 延滞金、加算金及び過料	1, 157, 107円
第 2 項 預金利子	2, 285, 864円
第 3 項 受託事業収入	781, 354, 461円
第4項 貸付金元利収入	1, 991, 891, 684円
第5項 特定施設整備収入	189, 247, 539円
第6項 雜入	605, 415, 708円
第9款 組合債	5,074,400,000円
第1項 組合債	5,074,400,000円
歳 入 合 計	35, 940, 477, 360円
歳出	30, 010, 1, 000, 0
第1款 議会費	141, 184, 458円
第1項 議会費	141, 184, 458円
第2款 総務費	2, 273, 550, 573円
第1項 総務管理費	2, 213, 450, 717円
第2項 監査委員費	60, 099, 856円
第3款 企画調整費	990, 546, 330円
第1項 企画調整管理費	889, 972, 320円
第 2 項 調査費	100, 574, 010円
第4款 港営費	3, 064, 537, 896円
第1項 港営管理費	1, 321, 252, 302円
第2項 運営費	1,743,285,594円
第5款 建設費	12, 934, 839, 264円
第1項 建設管理費	1,452,838,941円
第2項 整備費	11, 482, 000, 323円
第6款 公債費	15, 252, 770, 633円
第1項 公債費	15, 252, 770, 633円
第7款 予備費	0円
第1項 予備費	0円
歳 出 合 計	34, 657, 429, 154円
	- ,,,, •

#### 名古屋港管理組合告示第12号

平成27年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成25年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成27年4月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

#### 平成25年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算

			歳	入	
第1款 7	水族館振興基	基金収入			731, 796, 876円
第1項	財産収入				660, 677円
第2項	寄附金				3,005,000円
第3項	繰越金				0円
第4項	積戻金				595, 347, 695円
第5項	繰入金				132, 783, 504円
第2款	毎事文化振興	具基金収.	入		167, 819, 449円
第1項	財産収入				99, 926円
第2項	寄附金				5, 030, 000円
第3項	繰越金				0円
第4項	繰入金				162, 689, 523円
第3款 玛	環境振興基金	<b></b> と収入			98, 788, 810円
第1項	財産収入				72, 706円
第2項	寄附金				225, 600円
第3項	繰越金				0円
第4項	積戻金				73, 700, 235円
第5項	繰入金				24, 790, 269円
歳	入	合	計		998, 405, 135円
			歳	出	
第1款 カ	水族館振興基	基金			731, 796, 876円
第1項	積立金				136, 449, 181円
第2項	繰出金				595, 347, 695円
	毎事文化振興	基金			166, 119, 449円
第1項	積立金				166, 119, 449円
	環境振興基金	艺			98, 788, 810円
第1項	積立金				25, 088, 575円
第2項	繰出金				73, 700, 235円
歳	出	合	計		996, 705, 135円

#### 名古屋港管理組合告示第13号

平成27年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成27年度名古屋港管理組合暫定予算の要領は、次のとおりである。 平成27年4月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

#### 平成27年度名古屋港管理組合一般会計暫定予算

平成27年度名古屋港管理組合一般会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,990,000千円と定める。
- 2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出暫定予算」による。 (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 組合債」による。

(一時借入金)

- 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。 (歳出予算の流用)
- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

蔵	人				
	款		項		金額
1 分担会	会及び負担	金			163, 553
		1	負 担	金	163, 553
2 使用*	斗及び手数	料			1, 052, 124
		1	使 用	料	1, 052, 114
		2	手 数	料	10
3 国 庫	支 出	金			492, 055
		1	国 庫 負 担	金	492, 055
4 財	産収	入			1, 261, 252
		1	財 産 運 用 収	入	1, 261, 232
		2	財 産 売 払 収	入	20
5 寄	附	金			10
		1	寄附	金	10
6 繰	入	金			52, 372
		1	他 会 計 繰 入	金	52, 372
7 繰	越	金			400,000
		1	繰越	金	400,000
8 諸	収	入			98, 634
		1	延滞金、加算金及び	過料	160
		2	預 金 利	子	437
		3	受 託 事 業 収	入	81, 900
		4	貸 付 金 元 利 収	. 入	10
		5	特定施設整備収	入入	10
		6	雑	入	16, 117
9 組	合	債			470,000
		1	組合	債	470,000
	歳入	ı	合 計		3, 990, 000

款     項       1 議     会       費	額
1 議 会 費	
	42, 543
1 議 会 費	42, 543
2 総 務 費	768, 503
1 総 務 管 理 費	749, 043
2 監 査 委 員 費	19, 460
3 企 画 調 整 費	293, 340
1 企 画 調 整 管 理 費	261, 237
2 調 査 費	32, 103
4 港 営 費	941, 646
1 港 営 管 理 費	603, 758
2 運 営 費	337, 888
5 建 設 費	1, 911, 468
1 建 設 管 理 費	431, 081
2 整 備 費	1, 480, 387
6 公 債 費	2, 500
1 公 債 費	2, 500
7 予 備 費	30, 000
1 予 備 費	30, 000
歳 出 合 計	3, 990, 000

#### 第2表 債務負担行為

×1+ =		127.02	7 3 1	3 -3/-5												
	事    項							期間			1	限	度	額		
港	湾	計	画	改	訂	調	查	費	平	成	27	年	度			51, 400
金	城	ઢ	頭	埋	立	調	査	費	平原	<b>艾</b> 27年	度~平	ヹ成28	年度			8, 400
鴨	浦	地	X	用	地	取	得	費	平	成	27	年	度			17, 442
港湾	弯改修	(老	朽化加	施設活	5用)	交付	金事	業費	平	成	27	年	度			222, 000
金	城	ઢ	頭	埋	立	整	備	費	平	成	27	年	度			30,000
ガ・	ーデ	ンふ	頭文	て化り	享 生	施設	補修	§ 費	平	成	27	年	度			9, 600
鴨	浦	地	X	護	岸	整	備	費	平	成	27	年	度			2,500

笙	3	耒	紦	合倩

71.027 12.27			
起債の目的	限 度 額	起債の方法 利  率	償 還 の 方 法
公 共 事 業	<sup>千円</sup>	普 通 貸 借 又 は 8.5%以内 債 券 発 行	政府資金については融資条件により、銀行 その他の場合には起債年度から据置期間を 含めて30年度間以内に元利均等、元金均等 若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若 しくは2期に分けて償還し、又は満期日に 元金を一括して償還する。ただし、組合財 政その他の都合により据置期間及び償還期 間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借 り換えることができる。
計	470,000		

#### 平成27年度名古屋港管理組合基金特別会計暫定予算

平成27年度名古屋港管理組合基金特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,000千円と定める。
- 2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出暫定予算」による。

#### 第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

	T				
款		項		金額	
1 水族館振興基金収入				51	1,700
	1 財	産 収	入		308
	2 寄	附	金		10
	3 繰	越	金		10
	4 積	戻	金	51	1, 372
2 海事文化振興基金収入				1	1, 200
	1 財	産収	入		180
	2 寄	附	金		10
	3 繰	越	金		10
	4 積	戻	金	1	1,000
3 環境振興基金収入					100
	1 財	産 収	入		60
	2 寄	附	金		20
	3 繰	越	金		20
歳	合	計		53	3, 000

歳出					
款		項		金	額
1 水族館振興基金					51, 700
	1 積	<u> </u>	金		328
	2 繰	出	金		51, 372
2 海事文化振興基金					1, 200
	1 積	<u> </u>	金		200
	2 繰	出	金		1,000
3 環 境 振 興 基 金					100
	1 積	立	金		100
歳出	合	計			53, 000

#### 平成27年度名古屋港管理組合施設運営事業会計暫定予算

(総 間)

第1条 平成27年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

X		分	施	設	事	項	備	考
事	業	星里	ī. E	41+=	一般使用許可面積			
			上屋	41棟	専用使用許可面積	平方メートル 39,186		
			P 18	8 か所	一般使用許可面積	平方メートル 503, 450		
			貯 木 場		専用使用許可面積	平方メートル 995, 430		
			荷役機械	8基	貸 付 数	基 8		
			施設の維持を 施設の増補・		施設維持補修工事			

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収			入	
第1款	施設	運 営	事	業収	益	453,000千円
第1項	営	業		収	益	443,673千円
第2項	営	業	外	収	益	1,385千円
第3項	特	別		利	益	7,942千円
		支			出	
第1款	施設	運 営	事	業費	用	398,000千円
第1項	営	業		費	用	250, 562千円
第2項	営	業	外	費	用	6,885千円
第3項	特	別		損	失	130,553千円
第4項	予		備		費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

 収
 入

 第1款 資 本 的 収 入
 1,020千円

 第1項 固 定 資 産 売 却 代 金
 1,000千円

第2項	寄			附	计	金			10千円
第3項	そ	0)	他	資	本	的	収	入	10千円
			支					出	
第1款	資	本		的		支	1	出	1,000千円
第1項	固	定	資	庭	Ē.	購	入	費	1,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費 の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

81.732千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、5.000千円と定める。

#### 平成27年度名古屋港管理組合埋立事業会計暫定予算

(総 則)

- 第1条 平成27年度名古屋港管理組合埋立事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)
- 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

埋立土量 64,500立方メートル 用地整備 給水管117メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

			収			入	
第1款	埋	<u> </u>	事	業	収	益	151,000千円
第1項	営		業	外	収	益	150,970千円
第2項	特		別		利	益	30千円
			支			出	
第1款	埋	<u> </u>	事	業	費	用	137,000千円
第1項	営		業		費	用	60,449千円
第2項	営		業	外	費	用	21,349千円
第3項	特		別		損	失	45, 202千円
第4項	予			備		費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

			収			人	
第1款	資	本	的	収	入		617,000千円
第1項	雑		収			入	217,000千円
第2項	投	資 有 佃	i 証券	償還金	金収	入	400,000千円
			支			出	
第1款	資	本	的	支	出	1	133,000千円
第1項	南	部地	区 埋	立事	業	費	4,900千円
第2項	西	部 地	区 埋	立 事	業	費	30,500千円
第3項	南	5 区	埋	立事	業	費	11,100千円
第4項	総		係			費	44,689千円
第5項	雑		支			出	41,811千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、250,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費 の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

100,680千円

#### 名古屋港管理組合告示第14号

平成27年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成26年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。 平成27年4月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

#### 平成26年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成26年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ815,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,478,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

#### 第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳 入

		芸	<b></b>					Į	Į.			補正前の額	補	正	額	計
1	分扌	旦金	及び	負担	金							10, 133, 884		× 306,	368	9, 827, 516
						1	負		担		金	10, 133, 884		≥ 306,	368	9, 827, 516
2	使月	用料	及び	手数	枚料							6, 313, 157		35,	458	6, 348, 615
						1	使		用		料	6, 313, 147		35,	458	6, 348, 605
3	国	庫	支	出	金							1, 490, 746		× 279,	090	1, 211, 656
						1	国	庫	負	担	金	1, 490, 746		× 279,	090	1, 211, 656
9	組		合		債							3, 833, 500		≥ 265,	000	3, 568, 500
						1	組		合		債	3, 833, 500		≥ 265,	000	3, 568, 500
	歳			入			合			計		32, 293, 000		× 815,	000	31, 478, 000

歳 出

		款				IJ	頁			補正前の額	補 正 額	計
5	建	設	費							11, 682, 502	△ 701, 25	5 10, 981, 246
				1	建	設	管	理	費	1, 548, 823		1, 548, 823
				2	整		備		費	10, 133, 679	△ 701, 25	9, 432, 423
6	公	債	費							14, 003, 351	△ 113, 74	13, 889, 607
				1	公		債		費	14, 003, 351	△ 113, 74	13, 889, 607
	歳		出		合			計		32, 293, 000	△ 815, 00	31, 478, 000

#### 第2表 繰越明許費補正

款	項	事業	名	補正前の額	補正後の額		
		港湾改修(老朽化施設活用	])交付金事業費	84, 900	110, 900 <sup>千円</sup>		
			中川運河護岸補修	岸補修費	-	20, 800	
		船見ふ頭護鳥	岸 補 修 費	_	3, 800		
		大手ふ頭護	岸 補 修 費	_	3, 100		
	5 建 設 費 2 整 備 費	稲永ふ頭物揚	場補修費	_	1,700		
5 建 設 費		中川口通船門	門 補 修 費	_	5, 100		
		名古屋港跳上	橋 補 修 費	_	35, 400		
		港内河床	補 修 費	_	6, 100		
				鴨浦地区護岸	学 整 備 費	_	16, 300
		津波·高潮危機管理対策	交付金事業費	_	60, 600		
		国直轄事業港湾管	理者負担金	_	388, 000		

#### 第3表 組合債補正

L	<b>为 5 次</b> 他 百 侯 州 止							
	起債の目的	限	度	額	起債の方法	利率	賞 還 の 方 法	
	尼贝グロリ	補正前の額	補 正 額	計	尼原外方仏	71 7	原 歴 の 万 仏	
	公共事業	тн 3, 794, 000	±н △ 265, 000	<sup>千円</sup> 3, 529, 000	普通貸借 又 は 債券発行	8. 5%以内	政府資金については融資条件により、 銀行その他の場合には起債年度から据 置期間を含めて30年度間以内に元利均 等、元金均等若しくは元金不均等の方 法で毎年度1期若しくは2期に分けて 償還し、又は満期日に元金を一括して 償還する。ただし、組合財政その他の 都合により据置期間及び償還期間を短 縮し、若しくは繰上償還し、又は借り 換えることができる。	
	計	3, 833, 500	△ 265,000	3, 568, 500				

#### 名古屋港管理組合告示第15号

新舞子ボートパーク条例(平成18年名古屋港管理組合条例第8号)第9条第2項の規定に基づき、平成27年4月1日以後の利用から適用される新舞子ボートパークの利用料金及び保証金の額を次のように承認した。

なお、利用料金等の承認(平成26年4月15日告示第20号)は、平成27年3月31日限り廃止した。 平成27年4月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

施設の区分		利用単位	利用料金	保証金
係留施設 -	甲区画	1月1区画	1万2百円	12万2千4百円(1区画当たり)
	乙区画	1月1区画	7千7百円	9万2千4百円(1区画当たり)
駐車場		1日1台1回	5 百円	

なお、係留施設利用者の駐車場の利用料金は、新舞子ボートパーク条例(平成18年名古屋港管理組合条例第8号)第9条第7項の規定に基づき免除します。

# 訓令

#### 

組合内一般

課の組織の分掌事務規程(平成八年訓令第三号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

第一条第一号中ヲをワとし、リからルまでをヌからヲまでとし、チの次に次のように加える。

ことを徐く。)。り 名古屋港管理組合本庁舎等整備事業の連絡調整に関すること(港営部港営課及び建設部総合開発室の主管に属する

室 三

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### 

組合内一般

平成二十七年四月一日事務所規程(平成八年訓令第四号)の一部を次のように改正する。

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

と(一の下に「港営課及び一を加え、同号を同条第六号とし、同条第八号を削り、同条第九号を同条第七号とする。第二条第五号を削り、同条第六号中「こと(」の下に「港営課及び」を加え、同号を同条第五号とし、同条第七号中「こ

密 副

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### 訓令第三号

組合内一般

事務所の組織の分掌事務規程(平成八年訓令第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

課の主管に属することを除く。) | を加え、同条第三号を次のように改める。ることを除く。) | を加え、同号ニ中「(コンテナ荷役に係る岸壁雕着船舶の立会いを除く。)」を削り、「こと」の下に「(港営加え、同号ハ中「(コンテナ荷役に係る係船岸壁における荷役作業を除く。)」を削り、「こと」の下に「(港営課の主管に属すえ、同号ロ中「(コンテナ荷役に係る蔵置貨物を除く。)」を削り、「こと」の下に「(港営課の主管に属することを除く。)」を引ひらニまでとし、同条第二号イ中「(コンテナ荷役に係る港湾施設を除く。)」を削り、「こと(」の下に「港営課、」を加下「管財課」という。)及び港営部海務課(以下「海務課」という。)」に改め、同号ホを同号イとし、同号へからチまでを同第一条第一号中イから二までを削り、同号ホ中「、管財課及び海務課」を「(以下「港営課」という。)、港営部管財課(以

三 施設維持係

- 次条において「施設事務所」という。)の主管に属することを除く。)。イ 受変電施設その他の電気施設の管理及び維持修繕等に関すること(港営課及び建設部施設事務所(以下この条及び
- ロ 電気設備の技術的保守点検に関すること(港営課及び施設事務所の主管に属することを除く。)。
- ハ 所属建物の管理に関すること。

第三条第二項第三号中「維持修繕」の下に「及び補修」を加える。

と 別

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### 

組合内一般

平成二十七年四月一日名古屋港管理組合行政文書管理規程(平成二十一年訓令第五号)の一部を次のように改正する。

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

第四十七条第二項中「毎年」を「二年に」に改める。

第五十一条を次のように改める。

(歴史的価値のある完結文書の選別及び移管)

決定した完結文書のうちから歴史的価値があると認められるものを選別しなければならない。の選別基準(以下この条において「選別基準」という。)に基づき、第四十九条第一項及び前条第一項の規定により廃棄を第五十一条 文書主管課長は、歴史的資料等の取扱要綱(平成十七年訓第一号)別表に定める歴史的価値のある行政文書等

- 史的価値があると認められるもの(前項の規定により文書主管課長が選別した完結文書を除く。)を選別することができる。2 総務課長は、選別基準に基づき、第四十九条第一項及び前条第一項の規定により廃棄を決定した完結文書のうちから歴
- 3 文書主管課長は、前二項の規定により選別された完結文書を総務課に移管するものとする。

第五十二条中「第二項」を「第三項」に改める。

#### 至 三

(搖行財日)

こ この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(発過指置)

による。日以後に保存年限が満了した完結文書について適用し、同日前に保存年限が満了した完結文書については、なお従前の例2 この訓令による改正後の名古屋港管理組合行政文書管理規程第五十一条及び第五十二条の規定は、平成二十六年四月一

#### 訓令第五号

組合内一般

名古屋港管理組合事務決裁規程(昭和四十年訓令第七号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

#### 名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

河河川管理担当)は別表第四二の三建設部の表」に改める。の二建設部の表」に、「、別表第四二の三建設部の表」を「別表第四二の二建設部の表」を「別表第四二の二建設部の表」を「別表第四二の二建設部の表」を「別表第二四の二建設部の表」を「別表第二四の二進設部の表」を「別表第二四の二進設部の表」を「別表第二四の二流管部の表」を「同表三の二総務部の表」に、「、同表三の二総管部の表」を「同表三の二流管部の表」に、「、同表二の二総務部の集」を「別表第九項中「、別表第二一の二企画調整室の表」を「別表第二一の二企画調整室の表」に、「、同表二の二総務部の

掲げる企画調整室企画担当統計センター所長」に改める。別表第一(共通事務)の表課長専決事項の欄第五号中「副所長」を「規則別表第一に掲げる副所長並びに規則別表第二に

担当統計センター所長及び建設部施設事務所運河河川管理センター所長」に改める。所長並びに規則別表第四に掲げる主幹」を「並びに規則別表第四に掲げる主幹」を「並びに規則別表第四に掲げる主幹立びに規則別表第二に掲げる企画調整室企画別表第一の二(共通事務)の表担当課長専決事項の欄第四号中「、規則別表第二に掲げる企画調整室企画担当統計センター

「及び主幹」に改める。 別表第三(共通事務)の表事務所長専決事項の欄第二号中「、主幹及び建設部施設事務所運河河川管理センター所長」を

別表第四(個別事務)の表一の二港営部の表を削る。

別表第四(個別事務)の表二建設部の表施設事務所の項中第三号から第六号までを削る。

別表第四(個別事務)の表に次の一表を加える。

11の11 建設部

#### 建設部担当課長 (運河河川管理担当) 専決事項

- 修繕及び補修工事に限る。)に係る下請負の承諾に関すること。 一 建築工事(中川運河ポンプ施設、中川運河通船門並びに堀川口防潮水門及び同附属ポンプ施設並びに防潮扉の維持
- || 電気設備(施設事務所運河河川管理センターの主管に属することに限る。)の保守、点検及び修理に関すること。
- 三、中川運河の水位調節に関すること。
- 四 中川運河ポンプ施設の運転操作に関すること。
- 五 堀川口防潮水門の操作に関すること。
- 大 中川運河通船門の操作及び使用に関すること。

#### 密温

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### 

組合内一般

名古屋港管理組合公印取扱規程(昭和三十六年訓令第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

#### 名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

除一と読み替えるものとする。 し、改刻し」とあるのは「出力し」と、「印影」とあるのは「電子印影の寸法、電子印影を出力して作成する行政文書の名3 第一項の規定は、前条第一項の規定に基づき出力した電子印影について準用する。この場合において、第一項中「調製第十四条第二項中「前条」を「第十三条」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十五条とする。

第十三条第二項中「次項において」を「以下」に改め、同条の次に次の一条を加える。

- 影一という。)を出力したものを使用することができる。項の規定にかかわらず、公印の押印に代えて、電子計算機に記録した公印の印影又はこれを伸縮した印影(以下「電子印第十四条 総務部行政管理課が所管する情報システムを利用して別に定める行政文書を作成しようとする者は、第七条第一
- 受けなければならない。 3 公印の押印に代えて、電子印影を出力しようとする者は、当該公印の管守者を経て、当該公印を所管する部長の承認を
- の 部長は、前項の承認をしたときは、総務部長に報告しなければならない。
- 古屋港管理組合規則第十一号)第一条第一項に規定する組織、同規則第七条に規定する総務部危機管理室及び同規則第十4 電子印影の出力にあたつては、当該電子印影を出力して使用する課(名古屋港管理組合事務部局組織規則(平成八年名

ければならない。八条に規定する建設部総合開発室を含む。)又は事務所の長は、当該電子印影が不正に使用されることがないよう措置しな

#### と 別

- こ この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。
  - (名古屋港管理組合行政文書管理規程の一部改正)
- 用いる場合」を加える。 第七条第二号中「用いる場合」の下に「、同規程第十四条第一項に規定する電子印影を出力して作成された行政文書を2 名古屋港管理組合行政文書管理規程(平成二十一年訓令第五号)の一部を次のように改正する。

#### 

組合内一般

平成二十七年四月一日名古屋港管理組合職員服務基本規程(昭和三十九年訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長河村 たかし

様式第三号から様式第五号までを次のように改める。

#### 様式第3号(第4条関係)

名古屋港管理組合

身分証明書

写

職員番号

真

名

氏

生年月日

欄

名古屋港管理組合職員であることを証明する。

年 月 日交付

名古屋港管理組合管理者印

年 月 日まで有効

#### 備考

- 1 用紙の大きさは、縦54ミリメートル、横85.6ミリメートルとする。
- 2 写真欄は、縦25ミリメートル、横25ミリメートルとする。

	身 分 証 明	交       付         書 書換交付 願       再 交 付		
			年 月	H
名古屋港管理組合管理者	<b>養</b>			
		所 属		
		職 名 氏 名		印
		生年月日		Ρl
		職員番号		
交 身分証明書を 書換交 再 交	で付 してくださ	ν <sup>,</sup> °		
理 E	自			
	職員課長	課長補佐	人事係長	

# 様式第5号(第4条、第5条関係) 身 分 証 明 書 返 納 書 職 員 章 年 月 日 名古屋港管理組合管理者 様 所 属 職名 氏 名 印 職員番号 身分証明書 職 員 章 を返納します。 以下により 現品の 身分証明書 有 ・ 無 有無 現品の 職員章 ) 有 ・ 無 (No. 有無 返 納 理 由 職員課長 課長補佐 人事係長

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

#### 温器

(桶行期日)

コ この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(風里)

- 員服務基本規程(以下「改正後の規程」という。)の規定により提出されたものとみなす。 規定に基づき提出されている様式第四号及び様式第五号の書類については、この訓令による改正後の名古屋港管理組合職2 この訓令施行の際現にこの訓令による改正前の名古屋港管理組合職員服務基本規程(以下「改正前の規程」という。)の
- 規程の規定にかかわらず、当分の間、改正後の規程の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。3 この訓令施行の際改正前の規程の規定に基づき作成されている様式第四号及び様式第五号の用紙については、改正後の上目言言言された。「一コゴイの非利」「いて、「おけこれでは、「おけこれでは、
- 今証明書が交付されるまでの間、改正後の規程の規定により交付されたものとみなす。→ この訓令施行の際改正前の規程の規定に基づき交付されている身分証明書については、改正後の規程の規定に基づく身

#### 訓令第八号

組合内一般

名古屋港管理組合監察規程(昭和四十年訓令第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

政管理課行政管理保長一に改める。第三条中「、総務部行政管理課行政管理課行政管理課行政管理課行政管理課行政管理保長及び総務部行政管理課担当係長(行政システム改革担当)」を「及び総務部行

至 三

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓令第九号

組合内一般

名古屋港管理組合職員衛生管理規程(昭和五十年訓令第八号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

部施設事務所運河河川管理センター所長一を削る。 第三条の表五の項中「港営部担当課長 (コンテナ担当)」を「建設部担当課長 (運河河川管理担当)」に改め、「並びに建設

温 强

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**豐**令第十 号

組合内一般

名古屋港管理組合安全管理規程(昭和三十九年訓令第八号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

**設事務所運河河川管理センター所長」を削る。第五条第一項中「港営部担当課長(コンテナ担当)」を「建設部担当課長(運河河川管理担当)」に改め、「並びに建設部施** 

李 記

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 公 告

#### 名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合公印取扱規程(昭和36年訓令第2号。以下「規程」という。)第15条第3項の規定に基づき、名古屋港管理組合の公印の種類、用途、電子印影の寸法、電子印影を出力して作成する行政文書の名称及び使用開始年月日を次のとおり公告する。

平成27年4月1日

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

種類	用途	電子印影の寸法 (mm)	電子印影を出力して作成 する行政文書の名称	使用開始年月日	
管理者印	一般文書用 及び出納用	方12	納入通知書・領収書 納付書	平成27年4月1日	
		方12 – 納付通知書・領収証書 一般文書用 – 納付証明書)			平成27年4月1日
		及び出納用 方12		歳入歳出外現金納付書・領 収証書(納付証明書)	平成27年4月1日
		方12	返納通知書・領収書	平成27年4月1日	

#### 名古屋港管理組合公告

平成26年10月15日付名古屋港管理組合公報において募集した、ガーデンふ頭東地区再開発事業公募については、事業予定者の決定には至りませんでした。

平成27年4月1日

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

# 新 旧 氏 名 名古屋港管理組合副管理者 石 原 君 雄 (以上4月1日)

辞

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合